

02 静保生第 5194 号
令和 2 年 12 月 7 日

特定建築物維持管理権原者 各位
建築物環境衛生管理技術者 各位

静岡市保健所長
(生活衛生課)

特定建築物における新型コロナウイルス感染症への対応について 6 (通知)

日頃より、本市の生活衛生行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

現在、全国的に新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が増加しており、大変な状況となっています。特に、冬季は気温が低下するため、新型コロナウイルス感染症対策として重要な「換気」が不十分となる恐れがあります。

つきましては、下記内容を御参考にしていただき、貴施設の感染防止対策に一層努めてください。

記

1 換気について

冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するために、室温の低下による健康影響の防止に留意しつつ、窓の開放や機械換気に努めてください。

2 その他所有者等の対応について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室ホームページに、各業界団体の感染防止のための業種別ガイドラインが公表されています。建築物の使用者には、引き続き感染防止対策に取り組むとともに、定期的に更新を確認するなど最新情報の収集に努めるよう周知してください。

なお、催事の開催については、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室ホームページの最新情報に、来年 2 月末までの催事の開催制限や取り組み強化に関する情報が示されましたので、必要に応じて確認してください。

3 配布物一覧

- (1) 「冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」の周知について (厚生労働省)
- (2) 冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法 (厚生労働省)
- (3) 「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法に係るリーフレットの掲載場所について (厚生労働省)

4 参考URL

(1) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室ホームページ

<https://corona.go.jp/>

(2) 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

(3) 静岡市保健所生活衛生課の新型コロナウイルス関係のページ

https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_006620_00001.html

これまで通知した内容及び今後の特定建築物に係る新型コロナウイルス感染症に関する最新情報等を掲載しています。必ず定期的に確認してください。

<問い合わせ先>

静岡市保健所 生活衛生課

生活衛生係

電話 054-249-3155、3156